


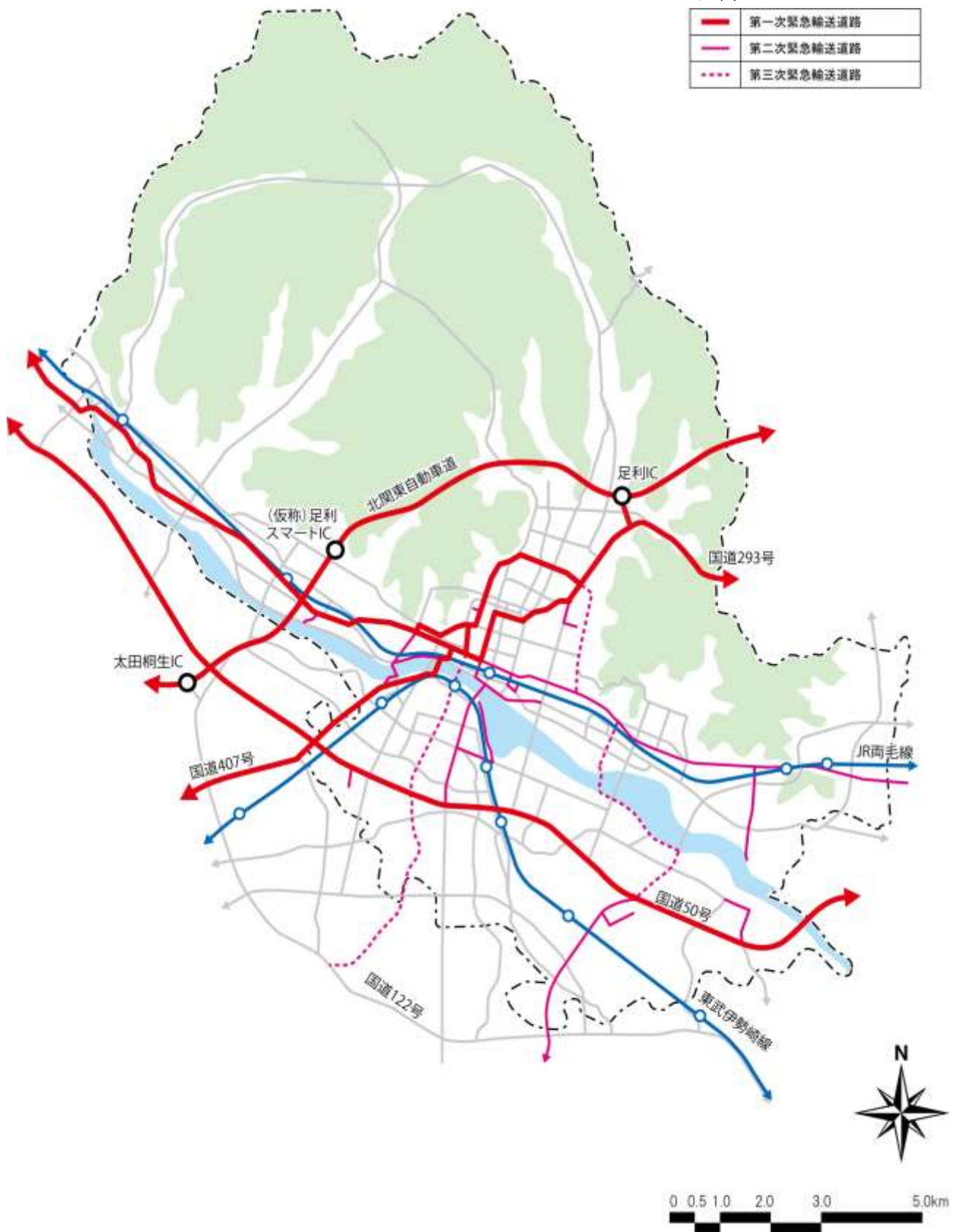


輸送-1 緊急輸送道路ネットワーク図

凡例

	第一次緊急輸送道路
	第二次緊急輸送道路
	第三次緊急輸送道路



## 輸送-2 緊急輸送道路路線一覧

※1 重物等指定路線：重要物流道路及び代替・補完路(R4.4.1)

道路種別	路線番号	路線名	R4区間延長(km)	区間	R4ランク	通過する市町	備考
国道(国管理)	50	国道50号	41.1	(足利市南大町[群馬県境] ～ 小山市犬塚[茨城県境])	第1次	足利市、栃木市、佐野市、小山市	
国道(県管理)	293	国道293号	40.1	(鹿沼市磯町[国道352号交点] ～ 足利市通1交差点[桐生岩舟線交点])	第1次	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市	
国道(県管理)	407	国道407号	0.2	(足利市南大町交差点[国道50号交点] ～ 足利市南大町[群馬県境])	第1次	足利市	
主要地方道	5	足利太田線	3.0	(足利市通3交差点[桐生岩舟線分岐] ～ 足利市南大町交差点[国道50号交点])	第1次	足利市	
主要地方道	40	足利環状線	4.4	(足利市通7交差点[桐生岩舟線交点] ～ 足利市大月町交差点[国道293号交点])	第1次	足利市	
主要地方道	67	桐生岩舟線	9.6	(足利市小俣町[群馬県境] ～ 足利市通1交差点[国道293号交点])	第1次	足利市	
一般県道	208	飛駒足利線	0.5	(足利市足利市役所前交差点[足利環状線交点] ～ 足利市通2交差点[桐生岩舟線交点])	第1次	足利市	
国道(県管理)	293	国道293号	3.0	(足利市通1交差点[桐生岩舟線交点] ～ 足利市公設市場前交差点[国道50号交点])	第2次	足利市	
主要地方道	8	足利館林線	1.0	(足利市田中橋北交差点[国道293号交点] ～ 足利市千歳町[足利警察署前])	第2次	足利市	
主要地方道	8	足利館林線	0.5	(足利市瑞穂野町交差点[国道50号交点] ～ 足利市野田町[足利市道交点])	第2次	足利市	
主要地方道	20	足利邑楽行田線	0.7	(足利市久保田町交差点[国道50号交点] ～ 足利市下渋垂町[足利市道交点] ※ルート変更)	第2次	足利市	
主要地方道	20	足利邑楽行田線	2.6	(足利市下渋垂町[足利市道交点] ～ 足利市羽刈町[群馬県境])	第2次	足利市	
主要地方道	40	足利環状線	0.8	(足利市朝倉町交差点[国道293号交点] ～ 足利市福居町[足利市道交点])	第2次	足利市	
主要地方道	40	足利環状線	1.5	(足利市通7交差点[桐生岩舟線交点] ～ 足利市借宿町1丁目[足利太田線交点])	第2次	足利市	
主要地方道	67	桐生岩舟線	11.8	(足利市通1交差点[国道293号交点] ～ 佐野市佐野駅入口交差点[佐野停車場線交点])	第2次	足利市、佐野市	
市町道		足利市道(助戸新山福富通り、富士見町3号線)	0.7	(足利市千歳橋交差点[国道293号交点] ～ 足利市富士見町[足利市健康福祉センター前])	第2次	足利市	足利市道1
市町道		足利市道(柳原町10号線)	0.1	(足利市大正町[足利環状線交点] ～ 足利市大正町[足利市消防本部前])	第2次	足利市	足利市道2
市町道		足利市道(渡良瀬堤防通り)	1.0	(足利市渡良瀬橋北交差点[足利太田線交点] ～ 足利市緑町2丁目[本町緑地前])	第2次	足利市	足利市道3
市町道		足利市道(五十部町21号線)	0.5	(足利市五十部町[桐生岩舟線交点] ～ 足利市五十部町[五十部地区河川防災ステーション前])	第2次	足利市	足利市道4
市町道		足利市道(南大町荒金通り)	0.3	(足利市南大町[国道50号交点] ～ 足利市里矢場町[矢場川河川防災ステーション前])	第2次	足利市	足利市道5
市町道		足利市道(あずま通り、通3丁目鶴木通り、伊勢町4丁目8号線)	0.6	(足利市伊勢町2丁目[桐生岩舟線交点] ～ 足利市錦町[足利ガス(株)前])	第2次	足利市	足利市道6
市町道		足利市道(上渋垂愛宕台中学校通り、高松町34号線、久保田町33号線)	0.9	(足利市久保田町[足利邑楽行田線交点] ～ 足利市久保田町[西久保田工業団地前])	第2次	足利市	足利市道7
市町道		足利市道(大久保町87号線、迫間町42号線、川崎町83号線)	1.7	(足利市迫間町[桐生岩舟線交点] ～ 足利市奥戸町[奥戸地区河川防災ステーション前])	第2次	足利市	足利市道8
市町道		足利市道(田中町1号線)	1.1	(足利市福居町[足利環状線交点] ～ 足利市田中町[渡良瀬川河川事務所前])	第2次	足利市	足利市道9
市町道		足利市道(野田町14号線)	0.4	(足利市野田町[足利館林線交点] ～ 足利市野田町[足利トラックセンター前])	第2次	足利市	足利市道10
主要地方道	8	足利館林線	3.1	(足利市山川町[足利環状線交点] ～ 足利市川崎橋南交差点[足利邑楽行田線交点])	第3次	足利市	

道路種別	路線番号	路線名	R4区間 延長 (km)	区間	R4 ランク	通過する市町	備考
主要地方道	20	足利邑楽行田線	0.3	( 足利市川崎橋南交差点 [足利館林線交点] ～ 足利市久保田町北交差点 [佐野太田線交点] )	第3次	足利市	
主要地方道	20	足利邑楽行田線	0.9	( 足利市久保田町北交差点 [佐野太田線交点] ～ 足利市久保田町交差点 [国道50号交点] ※ ) ルートの変更	第3次	足利市	
主要地方道	38	足利千代田線	4.6	( 足利市通2交差点 [桐生岩舟線交点] ～ 足利市藤本町 [群馬県境] )	第3次	足利市	
主要地方道	40	足利環状線	2.2	( 足利市大月町交差点 [国道293号交点] ～ 足利市山戸橋交差点 [桐生岩舟線交点] )	第3次	足利市	
主要地方道	40	足利環状線	0.3	( 足利市山川町交差点 [桐生岩舟線交点] ～ 足利市山川町 [足利館林線交点] )	第3次	足利市	

### 輸送-3 飛行場外離着陸場一覧

令和5（2023）年12月1日

#### 1 場外離着陸場

No.	施設名	住所	避難場所の指定
1	渡良瀬運動場	足利市伊勢町地先	広域避難場所
2	奥戸地区河川防災ステーション	足利市奥戸町地先	なし
3	本町緑地	足利市栄町2丁目外	なし
4	本町緑地2	足利市緑町2丁目地先	なし
5	本町緑地駐車場	足利市栄町2丁目地先	なし

#### 2 緊急離着陸場

No.	施設名	住所	避難場所の指定
1	足利市総合運動場	足利市西砂原後町1193	広域避難場所
2	三和運動場	足利市松田町696	なし
3	坂西中学校	足利市葉鹿町1498	なし
4	南小学校	足利市堀込町2719	なし
5	矢場川河川防災ステーション	足利市西新井町地先	なし
6	西部多目的運動公園	足利市大前町1452	なし
7	五十部公園	足利市五十部町313	なし
8	川崎町	足利市鶴木町地先	なし

輸送-4 市有車両現況

所	管	車 両	台 数	備 考
総合政策部	映像のまち推進課	小型乗用車	1	
	秘書広報課	軽貨物車	1	
総務部	行政管理課	軽貨物車	1	
		軽貨物車	3	
	契約管財課	軽乗用車	7	
		小型乗用車	4	
		普通乗用車	5	市長車(1)
	危機管理課	軽貨物車	1	
	納税課	軽乗用車	2	
人権・男女共同参画課	軽乗用車	2		
健康福祉部	社会福祉課	軽乗用車	1	
	障がい福祉課	軽乗用車	1	
		集合バス車	1	福祉バス(リフト付大型)
	元気高齢課	軽貨物車	2	
		軽乗用車	10	
	こども課	軽乗用車	1	
	児童家庭課	軽乗用車	1	
		軽貨物車	2	
軽乗用車		1		
小型貨物車		1		
生活環境部	クリーン推進課	小型乗用車	3	
		小型貨物車	5	
		特種車	13	糞尿車(9), 塵芥車(4)
		普通貨物車	2	
		普通貨物(超)車	5	
		軽特種車	2	糞尿車(2)
	環境政策課	軽貨物車	1	
		小型貨物車	1	
	市民課	軽貨物車	1	
		軽乗用車	1	
		特種車	2	霊柩車
産業観光部	観光振興課	軽貨物車	1	
	工業振興課	軽乗用車	1	
		普通乗用車	1	
	商業振興課	軽乗用車	1	
	農政課	軽貨物車	1	
		軽乗用車	1	
	農林整備課	小型乗用車	1	
軽貨物車		1		
都市建設部	建築指導課	軽乗用車	1	
		小型乗用車	1	
	建築住宅課	軽乗用車	1	
		軽貨物車	2	
		小型乗用車	1	

所 管		車 両	台 数	備 考
都市建設部	市 街 地 整 備 課	軽 貨 物 車	1	
		小 型 貨 物 車	3	
		小 型 乗 用 車	1	
	都 市 計 画 課	小 型 乗 用 車	1	
		軽 乗 用 車	4	
	道 路 河 川 整 備 課	小 型 貨 物 車	1	
		軽 貨 物 車	1	
		普 通 乗 用 車	1	
	道 路 河 川 保 全 課	普 通 乗 用 車	1	災害パトロール車 (1)
		軽 貨 物 車	4	
		軽 乗 用 車	1	
		小 型 乗 用 車	1	
		特 種 車	2	
	道 路 河 川 管 理 事 務 所	軽 貨 物 車	3	
小 型 貨 物 車		10		
特 種 車		2		
軽 乗 用 車		1		
普 通 貨 物 車		2		
議 会 事 務 局	議 事 課	普 通 乗 用 車	1	議長車
上下水道部	下 水 道 施 設 課	軽 貨 物 車	4	
		軽 特 種 車	1	検査測定車
		小 型 貨 物 車	1	
		小 型 乗 用 車	2	
	水 道 施 設 課	軽 貨 物 車	14	
		小 型 貨 物 車	1	
		小 型 乗 用 車	1	
		特 種 車	1	給水車
	企 業 経 営 課	軽 貨 物 車	3	
		小 型 乗 用 車	2	
教育委員会 事務局	学 校 管 理 課	軽 貨 物 車	2	
		軽 乗 用 車	1	
		自 家 用 乗 合 車	4	スクールバス
		小 型 乗 用 車	1	
		普 通 貨 物 車	2	
		普 通 乗 用 車	1	
	学 校 給 食 課	軽 貨 物 車	5	
		小 型 乗 用 車	1	
	史 跡 足 利 学 校 事 務 所	小 型 乗 用 車	1	
		小 型 貨 物 車	1	
	市 民 ス ポ ー ツ 課	小 型 乗 用 車	1	
		小 型 貨 物 車	1	
	市 立 図 書 館 課	小 型 貨 物 車	1	
		特 種 車	1	移動図書館車
	生 涯 学 習 課	軽 貨 物 車	18	
小 型 貨 物 車		1		
普 通 乗 用 車		1		
文 化 課	軽 貨 物 車	1		
	普 通 乗 用 車	1		

輸送-5 車両用燃料調達先

2023年12月1日現在

名 称	所在地	電 話	貯 蔵 量 (ℓ)	
			ガソリン	軽 油
アサヒ商会(株) 足利給油所	芳町13-1	(41)0734	40,000	20,000
両毛丸善(株) 足利南給油所	借宿町1丁目1-2	(71)2550	40,000	20,000
(有)新井石油	西新井町3348-3	(71)9440	20,000	10,000
(有)橋本商事	県町1033	(71)3575	25,000	14,000
(有)山崎油店	大前町206	(62)0228	20,000	10,000
(有)京屋商店	葉鹿町394-2	(62)0421	20,000	10,000
(株)東日本宇佐美 埼玉栃木販売支店	久保田町168-1	(73)7338	40,000	50,000
(有)二ノ宮石油	寿町11-1	(41)0089	30,000	10,000
両毛丸善(株)ウィング問屋	問屋町353-10	(72)4343	75,000	40,000
出光リテール販売(株)北関東カンパニー 足利イースト給油所	常見町2-10-3	(42)0835	50,000	10,000
出光リテール販売(株)北関東カンパニー 北プラザ給油所	江川町2-9-15	(41)1117	50,000	20,000
ENEOS ウィング Dr. Drive ルート50足利TS	下洪垂町700-1	(73)8100	40,000	60,000
松島石油(株)足利助戸給油所	助戸3丁目408-1	(43)0611	66,500	19,000
出光リテール販売(株)北関東カンパニー 東武えきまえ給油所	田中町921-1	(72)5455	45,000	15,000
出光リテール販売(株)北関東カンパニー ヨークタウンまえ給油所	朝倉町2丁目22-8	(72)7755	50,000	15,000
三菱商事エネルギー(株) 50号足利西給油所	西新井町3346-1	(73)5338	45,000	60,000
ディー・エム・ガステーション足利店	大月町3-2	(43)8113	58,000	16,000
両毛丸善(株)旭町給油所	旭町847-8	(43)0308	49,000	28,500
両毛丸善(株)御厨給油所	福居町2206-1	(72)0605	96,000	48,000
(株)カネジン	大前町791-8	(62)3713	30,000	10,000
(株)松玉商店	名草下町4184-1	(41)9600	30,000	10,000

(注) 軽油 10,000ℓ以上を貯蔵するガソリンスタンド

輸送-6 緊急通行車両確認証明書



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

[緊急通行車両確認証明書]

第 号	年 月 日
緊急通行車両確認証明書	
知事 公安委員会	
印 印	
番号標に標示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
使 用 者	住 所
	氏 名
通 行 目 的	
通 行 日 時	
通 行 経 路	
備 考	









## 輸送-10 五十部公園ヘリポート活用時の連携に係る協定書（足利赤十字病院）

### 五十部公園ヘリポート活用時の連携に係る協定書

足利市（以下「甲」という。）と足利赤十字病院（以下「乙」という。）とは、乙に隣接する五十部公園ヘリポート（以下「五十部ヘリポート」という。）の活用時の救急医療体制等について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣 旨）

第1条 この協定は、甲と乙において、五十部ヘリポート活用時の救急医療体制の構築及び連携に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （実施体制）

第2条 この協定に定める事項は、甲と乙とが、良好な協力関係の下に実施するものとする。

#### （傷病者等の搬送）

第3条 五十部ヘリポートから足利赤十字病院内までの傷病者等の搬送は、乙が対応する。

#### （安全管理等の対応）

第4条 五十部ヘリポートにおけるヘリコプターの離発着時の安全管理等については、消防署が消防車両等を出動させ対応する。

#### （費用負担）

第5条 五十部ヘリポートへの出動に係る費用は、出動する側の負担とする。

#### （事故等への対処）

第6条 五十部ヘリポートへの出動に起因する事故については、甲と乙の責任において、対処するものとする。

#### （委任）

第7条 上記に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附則

この協定は、平成23年3月30日に締結し、足利赤十字病院開院の平成23年7月1日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、2者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年3月30日

甲 足利市  
足利市長 大豆生田 実

乙 足利赤十字病院  
院長 小松本 悟

附則

この協定は、平成25年7月1日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、2者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年6月27日

甲 足利市  
足利市長 和泉 聡

乙 足利赤十字病院  
院長 小松本 悟

## 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と栃木県トラック協会足利支部（以下「乙」という。）は、災害発生時等における物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

### （緊急輸送業務）

第1条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その対応のために物資等の緊急輸送が必要であると甲が判断したときは、甲は当該物資等の緊急輸送に係る業務（以下「緊急輸送業務」という。）への協力を乙に要請し、乙はこれを受諾するものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、緊急輸送業務への協力を乙に要請するときは、緊急輸送業務協力要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）に次の事項を記載して、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等により要請できるものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 協力を要請する期間
- (3) 輸送する物資及び場所
- (4) 必要とする車両の種類、大きさ及び数量並びに人員数
- (5) その他必要な事項

### （車両及び人員の提供）

第3条 乙は、前条の規定による協力要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに乙に所属する運送事業者を指定し、他に優先して甲が必要とする車両及び人員を提供するものとする。

### （業務報告）

第4条 乙は、第2条の規定による協力要請に基づき緊急輸送業務を実施した場合において、当該業務が完了したときは、緊急輸送業務実施報告書（別記様式第2号。以下「報告書」という。）に次の事項を記載して、甲に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等により報告できるものとし、事後速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 災害の名称
- (2) 実施した緊急輸送業務の内容
- (3) 従事した運送事業者の名称及び従事した人員数
- (4) 従事した期間
- (5) その他必要な事項

### （情報提供）

第5条 甲及び乙は、緊急輸送業務を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、緊急輸送業務に係る連絡を円滑に行うため、連絡調整及び指示を行う責任者をあらかじめ指定し、相手方に通知するものとする。

(費用負担)

第7条 緊急輸送業務に係る次の経費は、甲がこれを負担するものとする。

- (1) 緊急輸送業務に要した人件費
  - (2) 緊急輸送業務に係る運賃・料金
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、緊急輸送業務に要した経費であって、甲乙協議の結果、甲が負担することとなったもの
- 2 前項の経費の算定は、甲乙協議により定めるものとする。

(災害補償)

第8条 緊急輸送業務の実施中に、従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例(平成18年栃木県市町村総合事務組合条例第31号)が適用されるときは、これにより補償する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(協定の変更)

第10条 本協定の内容は、甲乙協議の上、変更することができる。

(疑義の決定)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年11月16日

栃木県足利市本城三丁目2145番地

甲 足利市

足利市長 和 泉 聡

栃木県足利市野田町 1 1 2 0 番地 2 0

乙 栃木県トラック協会足利支部

支部長 長谷川 哲朗



輸送-12 災害時におけるヘリコプターを活用した災害活動支援に関する協定（株式会社  
高橋ヘリコプターサービス）

災害時におけるヘリコプターを活用した災害活動支援に関する協定

足利市（以下「甲」という。）と株式会社高橋ヘリコプターサービス（以下「乙」という。）は、足利市内において、災害が発生した場合におけるヘリコプターによる災害活動支援（以下「支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。

（支援の要請）

第2条 甲は、足利市内で災害が発生し、ヘリコプターによる支援が必要と認められる場合において、自衛隊、栃木県その他の関係機関のヘリコプター等による支援が得られないときは、災害時活動支援要請書（別記様式1）により、乙に対し支援を要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭により要請できるものとし、その場合、甲は事後速やかに災害時活動支援要請書を乙に送付するものとする。

2 前項による甲の要請は、乙の円滑かつ安全な活動を確保するため、当該災害に対し、関係機関のヘリコプター等による他の活動が行われていないことを確認した上で行うものとする。

（支援の内容）

第3条 本協定による乙の支援の内容は、市内の被害状況の調査その他甲が支援を必要とする事項のうち、当該災害の状況や気象状況等を踏まえた上で、乙が支援可能と判断するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により実施した支援内容を随時、電話等により甲に報告するものとする。この場合において、各日の支援を完了したときには、支援内容報告書（別記様式2）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 支援の実施に要した費用のうちヘリコプターの燃料費は、甲が負担するものとし、その他の経費については、乙が負担するものとする。

2 前項の燃料費は、実費精算とする。

(損害補償)

第6条 本協定による支援の実施に伴い、乙のヘリコプターが損傷したとき、乙の関係者が死亡若しくは負傷したとき又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙の加入する航空保険等により対処するものとする。

(連絡責任者)

第7条 支援の実施に関する事項の連絡を確実及び円滑なものとするため、甲にあっては危機管理を所管する課の課長を、乙にあっては株式会社高橋ヘリコプターサービス代表取締役を連絡責任者とする。

(守秘義務)

第8条 乙は、支援の実施により知り得た情報を漏らし、又は盗用してはならない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙の協議により決定するものとする。

(協定の効力)

第10条 この協定は、締結の日から1年間効力を有する。ただし、有効期間満了前1か月までに、甲乙いずれからも協定の終了又は変更の申出がないときは、従前と同一の条件で協定を更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月23日

甲 栃木県足利市本城三丁目2145番地  
足利市  
足利市長 早川尚秀

乙 栃木県足利市八幡町214番地の2  
株式会社高橋ヘリコプターサービス  
代表取締役 高橋雅之

災害時における  
支援物資の緊急輸送等の協力に関する  
協定書

足利市

佐川急便 株式会社

令和4年1月26日

## 災害時における支援物資の緊急輸送等の協力に関する協定書

足利市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の緊急輸送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 本協定は、足利市域に災害が発生した場合において、支援物資の受入、配送等の業務(以下「緊急輸送業務」という。)が必要であると甲が判断したときに、乙に協力を要請するための手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協力要請)

第2条 甲は、災害発生時に必要と認めるとき、乙に対して次の各号に掲げる業務を「業務依頼書(様式第1号)」により要請することができるものとする。ただし、業務依頼書を提出するいとまがない場合には、口頭によるものとし、事後速やかに業務依頼書を提出するものとする。

- (1) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (2) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送
- (3) 物資集積・搬送拠点における荷役作業
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (5) その他緊急輸送業務の実施にあたり必要な事項

2 乙は、前項の規定により甲からの要請を受けたときは、乙自身が被災等で支援が困難であるなどの特別な理由がない限り協力するものとする。

### (物資集積・搬送拠点)

第3条 前条第1項第3号に規定する物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体等が提供する施設とする。

### (報告)

第4条 乙は、第2条第1項の規定に基づき、緊急輸送業務を行った場合は、「業務報告書(様式第2号)」により甲に報告するものとする。ただし、業務報告書を提出するいとまがない場合には、口頭によるものとし、事後速やかに業務報告書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、第2条第1項による要請又は前項による報告の内容に変更が生じた場合は、その都度、変更内容を各様式により通知するものとする。

### (経費の負担及び請求等)

第5条 緊急輸送業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、災害発生直前における当該労務の市場価格等を参考とし、甲乙協議の上、決定する。

3 甲は、乙から緊急輸送業務に係る適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

### (事故等)

第6条 乙は、緊急輸送業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、事後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第7条 緊急輸送業務により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害の負担は、甲が負うものとする。

(補償)

第8条 本協定に基づく業務遂行中における乙の従業員の負傷、疾病又は死亡に対する補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、当該負傷、疾病又は死亡が甲の責に帰すべき事由による場合は、甲の責任において行うものとする。

(機密の保持及び情報共有)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならないものとし、業務終了後も同様とする。また、甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに共有するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定し、「連絡担当者届(様式第3号)」を相互に通知するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第12条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4(2022)年1月26日

甲 栃木県足利市本城3丁目2145番地  
足利市  
足利市長 早川尚秀

乙 埼玉県白岡市篠津914番地3  
佐川急便株式会社 北関東支店  
支店長 横田信之

災害時における  
車両の移動等に関する協定書

足 利 市  
エ ー ト ス 協 同 組 合

令和4(2022)年11月17日

## 災害時における車両の移動等に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）及びエートス協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における車両の移動等に関し、次の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、足利市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な応急対策を行うため、甲が乙に対し、車両の移動等の要請を行う場合の手續等に関する基本的事項を定め、もって災害時における被害拡大防止及び甲の管理する道路、避難所等の機能保全並びに災害からの円滑な復旧に資することを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害又はこれらの原因により生ずる被害
- （2）車両 前号の災害により自ら移動することができない車両その他物件

### （業務内容及び対象エリア）

第3条 本協定により甲が乙に要請できる業務内容は次の各号に定めるものとする。

- （1）災害対策基本法第76条の6第3項に基づく車両の移動
- （2）前号以外の事由により、甲が特に必要と認めた場合における車両の移動
- （3）前2号に基づく車両の移動を行った際の記録の作成

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務の対象エリアは次の各号に掲げる範囲とする。

- （1）前項第1号に基づく業務は、甲の管理する道路のうち甲があらかじめ指定する範囲
- （2）前項第2号に基づく業務は、甲の管理する道路以外の施設のうち甲があらかじめ指定する範囲

### （支援要請）

第4条 甲は、乙に対し前条の業務に関する要請を行うときは、「災害時における車両移動に関する要請書（別記様式1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

2 前項による支援の要請が前条第1項第1号による場合、甲は関係法令に基づき必要な措置を講じるとともに、乙に対し適切な指示を行わなければならない。

3 前項による支援の要請が前条第1項第2号による場合、甲は車両の移動、移動に係る費用負担、移動に伴い車両に損失が発生した場合の費用負担その他車両の移動に関し必要な事項について、当該車両の占有者、所有者又は管理者からあらかじめ書面により同意を得なければならない。

(要請受諾)

第5条 乙は、前条による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

2 前項の受諾は、「災害時における車両移動に関する受諾書(別記様式2)」により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は口頭で受諾することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

3 乙は、業務実施に当たっては甲の指示を遵守し、第三者の権利及び財産を侵害することのないよう特に配慮した上で、車両の適切な処理に尽力するものとする。

(車両の移動場所)

第6条 乙が車両を移動する際、当該車両が所在する道路又は施設の外に移動する必要がある場合には、甲の指示に従うものとする。

2 乙の業務実施に当たり一時的に甲の施設を使用する必要がある場合には、甲に対し「災害時における車両移動に関する申出書(別記様式3)」により申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は口頭で申し出ることができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

(報告)

第7条 乙は、甲から業務の実施状況について報告を求められた場合には、速やかに当該状況を報告するものとする。

2 乙の業務実施に当たりその履行が困難な状況が発生した場合には、乙は速やかに甲に対して当該状況を報告するものとし、その場合甲は乙と協力して当該状況の解消に努めるものとする。

3 乙が業務を完了した場合には、甲に対し「災害時における車両移動に関する完了報告書(別記様式4)」により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は口頭で報告することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が実施する業務に要した費用負担については、業務内容に応じ、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 第3条第1項第1号及び第3号に基づく業務 災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえで決定するものとする。この場合、甲は前条第3項による乙の報告を確認した後、可能な限り速やかに乙に対し費用を支払うものとする。

(2) 第3条第1項第2号に基づく業務 乙と第4条第3項に基づき甲が同意を得た当該車両の占有者、所有者又は管理者とが、協議の上で決定するものとする。

(災害補償)

第9条 本協定に基づく業務実施に係る乙の従事者の負傷、疾病、障がい又は死亡に関する補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき乙が対処するものとする。



(損害賠償)

第10条 第3条第1項第1号に基づく乙の業務実施により車両に損失が生じた場合には、災害対策基本法第82条により、甲が補償するものとする。ただし、当該損失が通常生ずべき損失とは認められない場合において、その発生が乙の業務実施によることが明らかな場合には、乙が負担するものとする。

2 第3条第1項第2号に基づく乙の業務実施により、車両に損失が生じた場合の補償については、乙と当該車両の占有者、所有者又は管理者との協議により決定する。

3 乙の業務実施により第三者に損害が生じた場合の賠償については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、専ら乙にのみ帰責性がある場合は乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、本協定における災害処理の履行上、個人情報(個人情報保護法で保護の対象となる個人情報)を取り扱う場合においては、法令の規定により、その保護に努めなければならないものとする。本条の規定は、本協定が終了した後であっても効力を有するものとする。

(責任者及び連絡体制)

第12条 本協定の実施に関する責任者は、甲においては足利市長とし、乙においては理事長とする。

2 本協定の実施に関する実務上の窓口は、甲においては総合政策部危機管理課及び都市建設部道路河川保全課とし、乙においては組合本部とする。ただし、甲又は乙の組織変更があった場合には、後継の組織が引き継ぐものとする。

3 本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先等を「災害時における車両移動に関する連絡先確認書(別記様式5)」により定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(合同訓練)

第13条 甲は、防災訓練を実施する際に、乙に参加協力等を依頼することができる。

2 乙は、前項の協力依頼があった場合は、乙の通常の営業に支障のない範囲で協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、締結の日から満1年間とし、有効期間満了日の2か月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協定内容の変更)

第15条 甲又は乙は、必要に応じて本協定の変更を随時申し入れることができる。

2 前項の場合には、変更後の事項は書面にて覚書を甲乙間で締結しない限り、その効力を生じないものとする。

(協議事項)

第16条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決を図るものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4(2022)年11月17日

甲 栃木県足利市本城三丁目2145番地

足利市

足利市長 早川 尚秀

乙 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2  
LAタワー10F

エートス協同組合

理事長 宮本 明岳

別記様式1（第4条関係）

年 月 日

災害時における車両移動に関する要請書

エートス協同組合理事長 様

足利市長

「災害時における車両の移動等に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり要請します。

記

業務を実施する地域	
業務の規模	
人員及び機材等の集結場所	
その他	

足利市〇〇〇〇部〇〇〇〇課  
〇〇担当 〇〇 〇〇  
TEL :  
FAX :  
MAIL :

別記様式2（第5条関係）

年 月 日

災害時における車両移動に関する受諾書

足利市長 様

エートス協同組合  
理事長

「災害時における車両の移動等に関する協定書」第4条に基づき〇〇年〇〇月〇〇日付けで要請のあった車両の移動について、下記のとおり受諾します。

記

	派遣する組合員名	車両移動機材		オペレーター の人数	集結予定 時刻	その他 必要事項
		種類	台数			
1						
2						

エートス協同組合  
〇〇 〇〇  
TEL :  
FAX :  
MAIL :

別記様式3（第6条関係）

年 月 日

災害時における車両移動に関する申出書

足利市長 様

エートス協同組合  
理事長

「災害時における車両の移動等に関する協定書」第6条に基づき、下記のとおり施設の使用を申し出ます。

記

使用する施設	
使用期間	
使用理由	
その他	

エートス協同組合

〇〇 〇〇

TEL :

FAX :

MAIL :

別記様式4（第7条関係）

年 月 日

災害時における車両移動に関する完了報告書

足利市長 様

エートス協同組合  
理事長

「災害時における車両の移動等に関する協定書」第4条に基づき〇〇年〇〇月〇〇日付けで要請のあった車両の移動が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

実施した業務内容	
活動場所	別添〇〇のとおり
活動に要した時間	別添〇〇のとおり
○ ○ ○ ○	〇〇〇〇
○ ○ ○ ○	〇〇〇〇

エートス協同組合

〇〇 〇〇

TEL :

FAX :

MAIL :

別記様式 5 (第 12 条関係)

災害時における車両移動に関する連絡先確認書

この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲 足利市	総合政策部 危機管理課	
	TEL	
	FAX	
	E-MAIL	
	都市建設部 道路河川保全課	
	TEL	
	FAX	
乙 エートス協同組合		
	TEL	
	FAX	
	E-MAIL	

年 月 日現在

甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報交換を行う。

## 輸送-15 災害時における車両の移動等に関する協定書（有限会社小島レッカーサービス）

### 災害時における車両の移動等に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）及び有限会社小島レッカーサービス（以下「乙」という。）は、災害時における車両の移動等に関し、次の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、足利市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な応急対策を行うため、甲が乙に対し、車両の移動等の要請を行う場合の手続等に関する基本的事項を定め、もって災害時における被害拡大防止及び甲の管理する道路、避難所等の機能保全並びに災害からの円滑な復旧に資することを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害又はこれらの原因により生ずる被害
- （2）車両 前号の災害により自ら移動することができない車両その他物件

#### （業務内容及び対象エリア）

第3条 本協定により甲が乙に要請できる業務内容は次の各号に定めるものとする。

- （1）災害対策基本法第76条の6第3項に基づく車両の移動
- （2）前号以外の事由により、甲が特に必要と認めた場合における車両の移動
- （3）前2号に基づく車両の移動を行った際の記録の作成

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務の対象エリアは次の各号に掲げる範囲とする。

- （1）前項第1号に基づく業務は、甲の管理する道路のうち甲があらかじめ指定する範囲
- （2）前項第2号に基づく業務は、甲の管理する道路以外の施設のうち甲があらかじめ指定する範囲

#### （支援要請）

第4条 甲は、乙に対し前条の業務に関する要請を行うときは、「災害時における車両移動に関する要請書（別記様式1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

2 前項による支援の要請が前条第1項第1号による場合、甲は関係法令に基づき必要な措置を講じるとともに、乙に対し適切な指示を行わなければならない。

3 前項による支援の要請が前条第1項第2号による場合、甲は車両の移動、移動に係る費用負担、移動に伴い車両に損失が発生した場合の費用負担その他車両の移動に関し必要な事項について、当該車両の占有者、所有者又は管理者からあらかじめ書面により同意を得なければならない。



ない。

(要請受諾)

第5条 乙は、前条による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

2 前項の受諾は、「災害時における車両移動に関する受諾書(別記様式2)」により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は口頭で受諾することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

3 乙は、業務実施に当たっては甲の指示を遵守し、第三者の権利及び財産を侵害することのないよう特に配慮した上で、車両の適切な処理に尽力するものとする。

(車両の移動場所)

第6条 乙が車両を移動する際、当該車両が所在する道路又は施設の外に移動する必要がある場合には、甲の指示に従うものとする。

2 乙の業務実施に当たり一時的に甲の施設を使用する必要がある場合には、甲に対し「災害時における車両移動に関する申出書(別記様式3)」により申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は口頭で申し出ることができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

(報告)

第7条 乙は、甲から業務の実施状況について報告を求められた場合には、速やかに当該状況を報告するものとする。

2 乙の業務実施に当たりその履行が困難な状況が発生した場合には、乙は速やかに甲に対して当該状況を報告するものとし、その場合甲は乙と協力して当該状況の解消に努めるものとする。

3 乙が業務を完了した場合には、甲に対し「災害時における車両移動に関する完了報告書(別記様式4)」により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は口頭で報告することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が実施する業務に要した費用負担については、業務内容に応じ、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 第3条第1項第1号及び第3号に基づく業務 災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえで決定するものとする。この場合、甲は前条第3項による乙の報告を確認した後、可能な限り速やかに乙に対し費用を支払うものとする。

(2) 第3条第1項第2号に基づく業務 乙と第4条第3項に基づき甲が同意を得た当該車両の占有者、所有者又は管理者とが、協議の上で決定するものとする。

(災害補償)

第9条 本協定に基づく業務実施に係る乙の従事者の負傷、疾病、障がい又は死亡に関する補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき乙が対処するものとする。

(損害賠償)

- 第10条 第3条第1項第1号に基づく乙の業務実施により車両に損失が生じた場合には、災害対策基本法第82条により、甲が補償するものとする。ただし、当該損失が通常生ずべき損失とは認められない場合において、その発生が乙の業務実施によることが明らかな場合には、乙が負担するものとする。
- 2 第3条第1項第2号に基づく乙の業務実施により、車両に損失が生じた場合の補償については、乙と当該車両の占有者、所有者又は管理者との協議により決定する。
- 3 乙の業務実施により第三者に損害が生じた場合の賠償については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、専ら乙にのみ帰責性がある場合は乙の負担とする。

(個人情報の保護)

- 第11条 乙は、本協定における災害処理の履行上、個人情報(個人情報保護法で保護の対象となる個人情報)を取り扱う場合においては、法令の規定により、その保護に努めなければならないものとする。本条の規定は、本協定が終了した後であっても効力を有するものとする。

(責任者及び連絡体制)

- 第12条 本協定の実施に関する責任者は、甲においては足利市長とし、乙においては代表取締役とする。
- 2 本協定の実施に関する実務上の窓口は、甲においては総合政策部危機管理課及び都市建設部道路河川保全課とし、乙においては佐野営業所とする。ただし、甲又は乙の組織変更があった場合には、後継の組織が引き継ぐものとする。
- 3 本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先等を「災害時における車両移動に関する連絡先確認書(別記様式5)」により定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(合同訓練)

- 第13条 甲は、防災訓練を実施する際に、乙に参加協力等を依頼することができる。
- 2 乙は、前項の協力依頼があった場合は、乙の通常の営業に支障のない範囲で協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

- 第14条 本協定の有効期間は、締結の日から満1年間とし、有効期間満了日の2か月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協定内容の変更)

- 第15条 甲又は乙は、必要に応じて本協定の変更を随時申し入れることができる。
- 2 前項の場合には、変更後の事項は書面にて覚書を甲乙間で締結しない限り、その効力を生じないものとする。

(協議事項)

第16条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決を図るものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5(2023)年6月23日

甲 栃木県足利市本城三丁目2145番地

足利市

足利市長 早川 尚秀

乙 栃木県足利市通二丁目2652番地5

有限会社小島レッカーサービス

代表取締役 小島 一恵